

Living Information



百科



問は問い合わせ先です

障害基礎年金のお知らせ

■障害基礎年金とは？

20歳前や国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときで、障害の程度が国で定められた障害（1級・2級）であると認定されたときに支給されます。

《年金を受けられる要件》

①初診日（障害に関係すると思われる病気やケガで、初めて医師の診察を受けた日）において国民年金の被保険者であること。

②60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること。

基礎年金を繰上受給している方は請求できません。

③初診日の前々月までの被保険者が期間の3分の2以上の保険料納付期間（免除・学生特例含む）があること。

平成18年3月31日までに初診がある場合、初診日の前々月の直近1年間に保険料未納期間がないこと。

宮城県最低賃金

県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される宮城県最低賃金が、今回から時間額のみとなりました。

時間額 617円

（金額の改定はありません）

平成14年10月2日発効
宮城労働局・各労働基準監督署

☎ 22-1312

公証役場をご利用ください

ご本人、またはご家族の介護保険料に納め忘れないかご確認ください。

介護保険料の納付書、督促状の有効期限は法律で納期限から2年と決められています。

有効期限が過ぎた納付書などは金融機関、郵便局の窓口ではお使いになれません。

未納があると、介護サービスを受ける時に制限をうけたり、負担割合が増えることになります。

■平成12年度分有効期限
第1期 平成14年10月31日

本年度、飼い犬による咬傷事故が多発しています。

防ぎましょう

犬の係留方法の不適や脱走時に起きた例が多数を占めています。

仙南保健所管内では既に昨年一年間の事故件数を超え、これは犬を繋ぐ鎖や首輪の日常点検をお忘れなく。

また、どんな犬でもかみつくことがあるという前提で、知らない

犬や興奮している犬のそばには、むやみに近づかないでください。

○仙南保健所食品薬事班獣疫担当

☎ 0224-53-3111

内線315

宮城県支部 ☎ 022-263-2973

勤労者退職金共済機構 建退共

介護保険料についてのお知らせ

第2期	平成14年11月30日
第3期	平成14年12月31日
第4期	平成15年2月28日
第13期	平成15年3月31日
税務課	☎ 22-1313



建設業退職金共済制度のご案内

建設現場で働く方々への退職金は安全・確実・有利な「建退共制度」をおすすめします。

建設事業主の皆様へ

（加入時に経費はかかりません）

○申し込み手続きは簡単です

○建設現場で働く皆様へ

○建退共の手帳を持っていますか

○事業主が変わっても退職金は通算して計算されます！

○掛け金は全額非課税で国が一部を補助します。

○勤労者退職金共済機構 建退共

☎ 022-263-2973